

広島県教育委員会訓令第五号

広島県立特別支援学校

広島県立盲学校、ろう学校及び養護学校の名称変更に伴う職員の人事異動の取扱いに関する訓令を次のように定める。

平成十九年四月一日

広島県教育委員会

委員長 小笠原 道雄

広島県立盲学校、ろう学校及び養護学校の名称変更に伴う職員の人事異動の取扱いに関する訓令

この訓令の施行の際現に学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成十九年広島県条例第八号。以下「整理条例」という。）による改正前の広島県立高等学校等設置条例（昭和三十九年広島県条例第三十四号）による次表上欄に掲げる学校の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の職をもつて、それぞれ整理条例による改正後の広島県立高等学校等設置条例による同表下欄に掲げる学校の職員となるものとする。

| 上 欄 | 下 欄 |
|-------------|----------------|
| 広島県立盲学校 | 広島県立広島中央特別支援学校 |
| 広島県立広島ろう学校 | 広島県立広島南特別支援学校 |
| 広島県立尾道ろう学校 | 広島県立尾道特別支援学校 |
| 広島県立広島養護学校 | 広島県立広島特別支援学校 |
| 広島県立福山養護学校 | 広島県立福山特別支援学校 |
| 広島県立西条養護学校 | 広島県立西条特別支援学校 |
| 広島県立広島西養護学校 | 広島県立広島西特別支援学校 |
| 広島県立廿日市養護学校 | 広島県立廿日市特別支援学校 |
| 広島県立福山北養護学校 | 広島県立福山北特別支援学校 |
| 広島県立三原養護学校 | 広島県立三原特別支援学校 |
| 広島県立呉養護学校 | 広島県立呉特別支援学校 |
| 広島県立庄原養護学校 | 広島県立庄原特別支援学校 |
| 広島県立広島北養護学校 | 広島県立広島北特別支援学校 |
| 広島県立沼隈養護学校 | 広島県立沼隈特別支援学校 |
| 広島県立黒瀬養護学校 | 広島県立黒瀬特別支援学校 |

附 則

この教育委員会訓令は、公布の日から施行する。